

地方空港の国際化と植物検疫

わが国の主要国際空港である新東京、大阪両空港は、航空需要の高まりの中で、航空機の離発着が既に限界に達している。これにつづく名古屋、福岡空港においても定期便と国際チャーター便の増加や新規定期路線の相次ぐ開設により空港機能は手詰まり状態になっている。

このような状況の中で、地方空港の利活用を図る動きがあり、平成2年には仙台空港、平成3年には岡山と広島空港が植物防疫法に基づく植物の輸入ができる空港として新たに指定され、現在17空港が指定されている。

平成2年度の国際チャーター便は全国で1,286

便が運航されており、その70%は指定空港が使用され、残りの30%は植物の輸入が認められていない地方空港が使用された。

これら未指定空港のある地元では、空港を国際化して地域の活性化を図ろうとしているところが多く、国際チャーター便の増便を計画するとともに、植物類を輸入できる空港に指定してほしいとの要請が出されている。

植物防疫所では、地方空港における携帯品や航空貨物で輸入される植物類に対しの確、かつ迅速な検疫を実施するため、体制の整備、強化を図っているところである。

海外のニュース

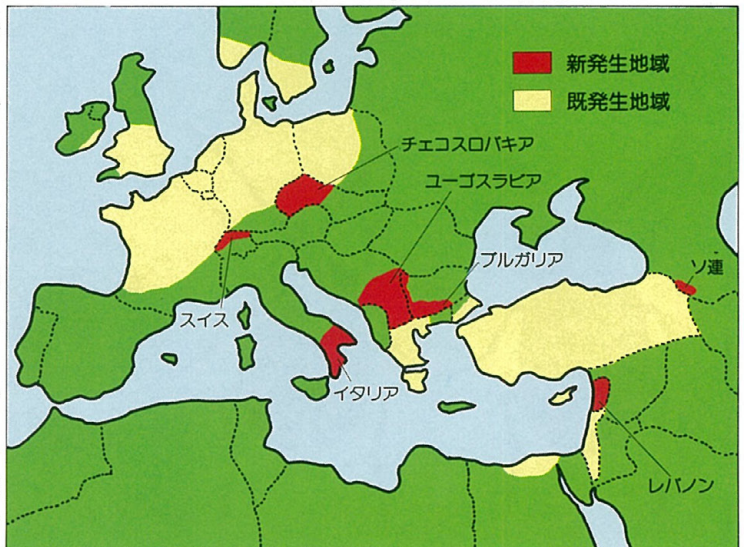
ヨーロッパ・地中海沿岸地域における火傷病の拡大

ナシ、リンゴなどの重要病害である火傷病（病原菌：*Erwinia amylovora* 本誌7号参照）は、18世紀後半に北アメリカで初めてその発生が認められて以来、ニュージーランド、中央アメリカそしてヨーロッパ・地中海沿岸諸国へと分布が拡大している。

火傷病研究に関する国際ワーキンググループが発行しているニュースレターによると、1986年以降（本誌31号参照）、新たに発生した国はつぎの7か国である。1987年にチェコスロバキア、1988年にレバノン、1989年にスイス、そして1990年にはソ連のアルメニア地方、ブルガリア、イタリア南部及びユーゴスラビアで本病がそれぞれ確認された。今回発生が確認された国は、すでに発生している地域と接しており、それぞれの国境に沿った地域で発生したものである。

ヨーロッパ・地中海地域植物防疫機関では、本病原菌を検疫対象重要病原菌に準ずる病原菌A2に格付けして、そのまん延を警戒している。ヨーロッパ・地中海地域の各国は、本病の発生を確認

すると同時に、り病植物の抜取りや薬剤防除などの撲滅事業を展開しており、厳重な検疫措置を実施している。（Newsletter [Inter. Work. Group on Fire Blight Rese.], January 1991）



発行所 横浜植物防疫所
〒231 横浜市中区北仲通6-64 ☎(045)211-2299
発行人 松本安生
編集責任者 鈿持秀禧
印刷所 内村印刷株式会社